

## 起訴後に反則事件だと判明した場合とは

非反則行為として通告手続を経ないで起訴された事実が、公判審理の結果反則行為に該当するものと判明した場合とはどのような場合か。

鈴木敏彦

### 1 はじめに

私は、平成 25 年 6 月 17 日、東京簡易裁判所において、宣告のあった道路交通法違反の再審事件（平成 25 年（ほ）第 1 号～第 3 号）の弁護人を務めた。

その事案の概要は、以下のとおりである（3つの事件は、ほぼ同内容であるので 1 号事件をもとに記述する）。

ア 確定裁判の公訴事実「被告人は、平成 23 年 9 月 9 日午前 10 時 54 分ころ、道路標識により、その最高速度が 40km 毎時と指定されている宇都宮市内の道路において、その最高速度を 37km 超える 77km 毎時の速度で普通乗用自動車を、運転して進行したものである。」

イ 上記事実につき、東京簡易裁判所が平成 23 年 10 月 26 日、罰金 7 万円に処する旨の略式命令を発付し、同略式命令は、平成 23 年 11 月 10 日に確定した。

ウ 平成 25 年になって、検察官は、「前記略式命令は、速度取締担当警察官が日本無線株式会社製の JMA-240 レーダ式車両走行速度測定装置を使用して速度測定した結果を記載した「速度測定報告書」を証拠として、被告人運転車両の走行速度を認定しているところ、前記確定後、取締担当警察

起訴後に反則事件だと判明した場合は

官が本件装置の電波ビームの投射角度を誤設定して被告人運転車両の走行速度を測定していたこと、そのため同側定の結果は真実の被告人運転車両の走行速度より過大であり、前記報告書記載の測定結果の信用性が欠如していることがそれぞれ判明し、したがって、被告人運転車両の真実の走行速度を認定することができず、被告人に無罪を言い渡すべき事案であることが明らかとなった。」として、再審を請求し、東京簡易裁判所が再審開始決定をし、平成25年6月17日、被告人に対して無罪の判決が宣告された(検察官は、判決後直ちに上訴権を放棄し判決が確定したため、判決は調書判決)。

## 2 問題点

上記事件は、検察官からの再審請求事件であり、無罪とすることに何の問題もないと思われたが、道路交通法上、高速自動車国道又は自動車専用道路以外の一般道路においては、速度超過が30km毎時未満であれば、反則行為となり(同法125条1項、別表第2、5条の3参照、高速道路等の場合は、40km毎時未満)、反則者の反則行為については、反則金納付通告の手続を経なければ、公訴を提起されないこととされており(同法130条)、特殊的訴訟条件とされているところ、「非反則行為として通告手続を経ないで起訴された事実が、公判審理の結果反則行為に該当するものと判明した場合には、刑訴法338条4号により公訴を棄却すべきである」とする最判昭和48年3月15日によれば、本件は、無罪ではなく、公訴棄却すべきではないかとの疑問が生じた。

そこで、公判前の三者打ち合わせの際、弁護人である私は、上記の疑問を提起したが、裁判所は、①公訴棄却よりも無罪の方が被告人に有利である。②上記最判は、検察官は仮に公訴事実どおりでなくても被告人が速度超過をしたとの主張を維持していたのに対して、本件では、検察官は、公訴事実を立証する証拠がないだけでなく、被告人車の速度を立証する証拠がないと主張してい

起訴後に反則事件だと判明した場合とは

ることから公訴棄却すべき事案ではないとの見解を示し、上記のとおり判決では特に理由を示さず、無罪を言い渡した。

### 3

上記判決については、再審であるので、再審で形式裁判をすることができるかという問題もあるが、この点については、すでに、横浜事件（最判平成20年3月14日刑事判例集62巻3号185頁）で解決済み<sup>(1)</sup>である（従って、本件裁判所の上記①の理由は、誤りである）から、本稿では、本件が（通常の手続きでも）そもそも公訴棄却すべき事案なのか、無罪とすべき事案なのかについて検討する。

### 4 最判昭和48年3月15日（刑集27巻2号128頁）

同事件は、控訴審が時速40km超過の速度違反を認定した1審判決を破棄し、時速20km超過の事実を認定し、被告人を罰金2万円に処したのに対して、「原判決の適法に確定した被告人の右所為は、道路交通法118条1項3号（昭和46年法律第98号による改正前のもの）の罪にあたる行為であるから、同法125条1項、別表（昭和46年法律第98号による改正前のもの）により、同法9章（125条ないし132条）にいう「反則行為」に該当し、かつ、記録によれば、被告人は、同法125条2項各号に掲げる例外事由がないと認められるから、同章にいう「反則者」に該当するものといわなければならない。

ところで同法130条は、反則者は、同条各号に掲げる場合を除いて、当該反則行為について同法127条1項または2項後段の規定による反則金の納付の通告を受け、かつ、同法128条1項に規定する期間が経過した後でなければ、当該反則行為について、公訴を提起されないと規定しているから、もしかかる手続を経ないで公訴が提起されたときは、裁判所は、公訴提起の手続がその規定

起訴後に反則事件だと判明した場合は

に違反したものとして、刑訴法 338 条 4 号により、判決で公訴を棄却しなければならないものである。そして、このことは、反則金を納付した者は、当該通告の理由となった行為について、公訴を提起されないと定めている道路交通法 128 条 2 項の趣旨を考慮にいれるときは、本件のように、起訴状の公訴事実によれば反則行為に該当しないが、公判審理の結果反則行為に該当することが判明した場合についても同様であると解すべきである。記録によれば、本件について同法 130 条各号の場合でないのに、同条に掲記されている手続が行なわれていないことは明らかである。そうすると、原審が、被告人は法定の最高速度を 20km 毎時こえる速度で運転したものと認定した以上は、第一審判決を破棄して、公訴を棄却すべきであつたにもかかわらず、審理をすすめて被告人に罰金刑を科したのは、法令の適用を誤ったものであり、この誤りは判決に影響を及ぼし、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものと認める。」として、控訴審判決を破棄し、公訴棄却の自判をした。

訴因変更を経ずに、訴訟条件を具備しない事実を認定することができることを前提とすると本最判は、当然のことを判示しているように思えるが、下級審では「公判審理の結果反則行為に該当することが判明した場合」について混乱が見られる。

## 5 判例の概観

「公判審理の結果反則行為に該当することが判明した場合」に関連する判例としては、(1) 指定最高速度違反であるとして、超過速度を認定し、非反則行為としたところ、最高速度の指定がなかったような場合、(2) 被告人車両以外の車両の速度を計測した可能性がある場合、(3) 公訴事実記載の超過速度を認定できない場合等が考えられる。

(1) 指定最高速度違反であるとして、超過速度を認定し、非反則行為とした

起訴後に反則事件だと判明した場合は

ところ、最高速度の指定がなく、法定速度違反となり、それによれば、反則行為となる場合（最判平成13年12月13日裁判集刑事280号1043頁）や自動車専用道路の指定を受けた道路であったため、違反速度は、反則行為となる場合（最判平成16年11月2日裁判集刑事286号527頁、最判平成22年3月29日裁判集刑事300号163頁、最判平成22年3月29日裁判集刑事300号165頁、最判平成22年7月22日刑集64巻5号819頁、最判平成22年7月22日刑集64巻5号824頁、最判平成22年7月22日裁判集刑事301号29頁）については、いずれも反則行為であるのに通告手続きがとられていないので、公訴棄却すべきは明らかで、すべて、公訴棄却となっている。

- (2) 被告人車両ではなく、他の車両の速度を測定した可能性があるとして認定された事案については、そもそも被告人が速度超過の違反をしたこと自体が認めがたいので、反則行為に該当するとは言えず、無罪とすることに異論はないと思われる（東京高判昭和54年3月29日判タ394号167頁、立川簡判昭和49年2月13日判時747号120頁、東京高判昭和48年12月12日判タ304号273頁等）
- (3) 公訴事実の速度が認められず、基準速度（現在は一般道で30km毎時、高速道路等で40km毎時であるが、以前は、一般道で25km毎時であった）未満の速度超過になり、反則行為となる場合については、（上記最判昭和48年3月15日もこの類型に当たるが、）下級審では、公訴棄却と無罪に別れている。

## ア 公訴棄却された事例

### ①福岡高判昭和49年9月25日高裁速報集1198号

当時の被告人運転の車両の走行速度について、事実認定の証明上問題となる点を望見すると、前叙の数値からは、(一) 75.000km 毎時以上 75.031km 毎時までの間の何れかの速度であり得た蓋然性と、(二) 74.549km 毎時以上 75km

起訴後に反則事件だと判明した場合は

未満毎時までの間の何れかの速度であり得た蓋然性とは、その間に逕庭がなく、いずれとも確定し難いところといわねばならない。

しかるときは、前叙のごとき測定結果に基づき被告人運転の車両の走行速度を75km 毎時と断定することは、75km 未満毎時の速度の蓋然性を残しながら、その蓋然性を消去する何等の証明手段がないのにこれを不合理に消去することとなり、犯罪事実の存否については確実な証明の必要、すなわち合理的疑を残さないまでに明されねばならないとの動かし難い刑事裁判の原則に悖るもので、到底許されないとはいわねばならない。従って、被告人の本件車両の運転行為について、その走行速度が75km 毎時であった旨の事実を認定した原判決には、判決に影響を及ぼすべき事実誤認があったことを否み得ない。論旨は理由がある。

よって本件控訴は理由があるので、刑訴法 397 条 1 項、382 条により原判決を破棄し、同法 400 条但書の規定に従い、本件につきさらに自ら次のように判決する。

被告人の本件車両運転行為は、前叙のごとく道路標識により最高速度が50km 毎時と指定されている道路を、その制限を超えて、少なくとも74.549km 毎時の速度で運転していたことが明かであるから、道路交通法 118 条 1 項 2 号、22 条 1 項に該当するが、右違反の程度は、制限速度超過部分が25km に達していないので、同法 125 条、同法施行令 45 条によりいわゆる反則行為に該各することが明かであってかかる行為については、反則者は同法 130 条の規定により、同条 1 号または 2 号の除外例に該当する場合を除いて、反則金納付の通告を受け、かつ通告を受けた日の翌日から起算して 10 日を経過した後でなければ、公訴を提起されない保障がある。しかるに、被告人に対しては、反則金の通告がなされたことは勿論、右期間経過の事実の立証もなく、また同条 1 号または 2 号の除外例に該当するとの証明もないので、最高裁判所昭和 48 年 3 月 15 日第 1 小法廷判決の判旨(判例集 27 卷 2 号 128 頁)に徴し、結局本件公訴は、

起訴後に反則事件だと判明した場合は

訴訟条件を欠くこととなり、公訴提起の手続がその規定に違反したため無効であるときに該当するといわねばならないから、刑事訴訟法 338 条 4 号により、本件公訴はこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

### ②東京高判昭和 53 年 2 月 27 日判タ 374 号 145 頁

被告人車が 75km 毎時で走行したとの事実については合理的疑いを容れる余地があり、疑わしきは被告人の利益に従うという刑事法の原則に従えば、被告人は 75km 毎時で走行したものと認定することはできない。もつとも、本件記録紙の記録に徴すれば、被告人は 25km 毎時未満の範囲において最高速度を越えて走行したことは疑いを容れない。

そうだとすれば、本件は、被告人が公安委員会の指定した最高速度を、25km 毎時未満の範囲で越えて運転した場合であって、道路交通法 125 条、同法別表の定める反則者に該当するから、同法所定の処理手続に従って処理されなければならない。しかるに、本件は、同法 130 条但書に定める除外事由がないのに、反則行為に関する処理手続（同法 127 条、128 条）を経ないで、直ちに公訴を提起したものであることは、記録上明白であるから、右検察官の処分は、公訴提起の手続が同法 130 条に違反し無効であり、刑事訴訟法 338 条 4 号にのっとり公訴棄却の判決をするべきものである。それにもかかわらず、公訴棄却の判決をしないで、有罪の実体判決をした原裁判所の訴訟手続は、不法に公訴を受理した違法があり、同法 378 条 2 号にのっとり原判決は破棄を免れない。

### ③東京高判昭和 54 年 12 月 20 日判タ 407 号 147 頁

以上のしだいで、原判示日時に、被告人が、本件自動車運転して原判示道路を進行した速度は、被告人が自認し、かつ本件自動車備付の運行記録計の記録紙に存する前示記録によって補強される 58.9km 毎時、すなわち原判示道路における指定最高速度である 40km 毎時を 18.9km 毎時こえる速度であつたと

起訴後に反則事件だと判明した場合とは

認めるほかなく、原判決がこれを73km毎時と認定したのは、判決に影響を及ぼすことの明らかな事実誤認というべく、論旨は理由があり、原判決は破棄を免れないところ、道路交通法(昭和53年法律第53号による改正前のもの)125条1,2項,別表,118条1項2号,22条に照らすと、本件は、非反則行為として通告手続を経ないで起訴された事実が公判審理の結果反則行為に該当するものと判明した場合であるから、判決で公訴を棄却すべきものである。

#### ④神奈川簡判昭和56年3月23日判時1002号141頁

以上審究の結果、検察官主張の、覆面パトカーによる本件追尾測定は、適法であるが、測定結果の76km毎時の正確性については、弁護人主張のとおり疑問があり、被告人車の速度は、規制速度である50km毎時を24km毎時超過した74km毎時であったと認められる。

ところで、《証拠略》を総合すると、本件被告人の速度違反の所為は、道路交通法第125条の反則手続に付するにつき何ら障害はないから、本件について、被告人に対し反則通告手続を経るべきところ、この手続を経ていないことが明らかである。

従って、本件公訴提起は、道路交通法第130条に違反してなされたものであって無効であるから、刑事訴訟法第338条第4号により公訴棄却すべきものである。

#### ⑤東京高判昭和59年11月30日刑裁月報16巻11～12号730頁

以上に説示したとおり、本件当日速度測定に用いられた装置の検出部が正確に所定の角度をもつて設置されていたことについての唯一の直接証拠である柏田の原審証言はその証拠価値に疑問があるといわざるをえないのであるから、本件装置の測定結果を正確であるとしてこれを被告人運転車両の速度とはなし難く、結局、被告人が原判示のとおり速度で普通乗用自動車を運転したと認



起訴後に反則事件だと判明した場合は

めるに足る証拠はないことに帰するのである。

そうすると、柏田の原審証言を措信し、右検出部が正確に所定の角度をもつて設置されたものであるとしたうえで、原判示事実を認定した原判決は、証拠の価値判断を誤り事実を誤認したものといわなければならない。そして、右の誤りが判決に影響を及ぼすことは明らかであるから（訴訟条件の存否を左右するものである。）、原判決は破棄を免れない。論旨は理由がある。

よつて、刑訴法 397 条 1 項、382 条により原判決を破棄し、同法 400 条但書により更に判決をすることとする。

本件公訴事実中、被告人が昭和 53 年 8 月 2 日午後 2 時 12 分ころ道路標識によりその最高速度 30km 毎時と指定されている横浜市港北区高田町 1702 番地付近道路において普通乗用自動車を運転したことは争いなく、また、原審で適法に取調べられた関係各証拠により認められるところである。その際被告人が同車を 40km 毎時の速度で運転して進行したことは被告人が原審第 3 回公判期日において承認しており、これは原判決挙示の関係証拠によって、十分その真実性が裏付けられているところである。

右のとおり、被告人が原判示日時に、道路標識によりその最高速度が 30km 毎時と指定されている原判示道路において、その最高速度を 10km 超える 40km 毎時の速度で普通乗用自動車を運転して進行したことが証拠上認められるのであるが、被告人の右所為は道路交通法 118 条 1 項 2 号の罪にあたる行為であるから、同法 125 条 1 項、別表により同法 9 章の反則行為に該当し、かつ、記録によれば、被告人は、同法 125 条 2 項各号に掲げる例外事由がないと認められるから、同章にいう反則者に該当するというべきである。

しかし、記録によれば、被告人は、最高速度を 16km 毎時超える速度で普通車を運転した反則行為をしたものとして反則金納付の通告を受け法定の期間が経過しているが、最高速度を 10km 毎時超える速度で普通車を運転した反則行為をしたものとして反則金納付の通告を受けたことがないことが明らかであ

起訴後に反則事件だと判明した場合は

る。道路交通法 125 条 1 項の反則行為の種別及び同条 3 項の反則金の額を定めている同法施行令 45 条、別表第 3 によれば速度超過（15km 毎時以上 20km 毎時未満）と速度超過（15km 毎時未満）とは別個の種別であり、それぞれの反則金の額も異なるのである。したがって、本件通告の効力は当裁判所が認定した最高速度を 10km 毎時超える速度で普通乗用自動車を運転した事実には及ばないから、結局右事実について同法 130 条の手続を経ないで公訴が提起されたことに帰すると解すべきであって、刑訴法 338 条 4 号によつて判決で本件公訴を棄却すべきものである。

#### ⑥東京高判昭和 61 年 1 月 28 日判タ 580 号 95 頁

上來說示したところから明らかなように、本件にあつては、車体の上下動などにより、本件速度測定装置の正規の速度測定区間の短縮を招いて、同装置の速度の表示にプラスの誤差を生じ、被告人車の速度が真の速度よりも早目に測定されたとの誤測定の可能性を否定し去ることはできない。

しかして、右のような誤測定の疑いを避けるためには、この種事犯の取締りに際し、通例として行われているように、当該速度測定装置の精度や機能自体が正常であることの確認に加え、その取締りにあつて、現場で実際に車両を試走させ、その現場に即しても、同装置の表示にプラスの誤差が生じないことを確認するという、いわゆる走行テストを実施することが不可欠であり、よつてこれを実施することにより容易に正確性を確認することができると認められるのに、本件にあつてはかような走行テストが実施された形跡はない。

以上によつて結局、本件にあつては、「疑わしきは被告人の利益に」との原則に従い、被告人車の超過違反速度は、時速 25km 未満であつたと認定せざるを得ない。そうすると、原判決が公訴事実記載のとおり、右の違反速度が 25km 毎時であつたと認定したのは、事実を誤認した結果、反則通告手続を経ていない公訴を不法に受理したことに帰し、原判決は破棄を免れない。

起訴後に反則事件だと判明した場合は

⑦東京高判昭和62年8月20日判タ645号269頁

被告人車両は測定当時左へ斜行していた可能性がかなりあり、その結果、測定機に表示された95km毎時という速度はプラス誤差のあるものであつた疑いがある。したがつて、被告人車両の当時の走行速度は、わずかであるにせよ、95km毎時を下回っていたという合理的な疑いがある。

原判決が本件現場のカーブであること及び被告人車両の斜行していた疑いを否定したのは、証人岡雄司のこれに沿う供述など原判決の掲げる関係証拠によつたものと認められるから、これに理由の不備、くいちがいはないが、右判断を資料として被告人車両の速度を95km毎時と認定したのは、事実誤認といわなければならない。この誤認が判決に影響を及ぼすことは、以下に述べるところから明らかである。論旨は結局理由があり、以上の外の論旨について判断するまでもなく、原判決は破棄を免れない。

更に職権で調査すると、右に述べたところによれば、被告人が本件において普通乗用自動車を運転進行していた速度が指定最高速度を25km毎時以上超える95km毎時以上であつたことの証明がないので、本件は、道路交通法（昭和61年法律第63号附則3項、4項により適用される同法による改正前のもの。以下同じ。）125条1項、別表の定める反則行為に当たり、被告人は同条2項の定める反則者に当たると認められる。したがつて、被告人は、道路交通法130条により本件行為につき反則金の納付の通告を受け、所定の期間が経過した後でなければ公訴を提起されない地位にあると認められるところ、被告人に対し右通告の手續きが履行されたことは認められないから、本件公訴提起の手續きは右規定に違反し無効であつたことに帰着する。そうしてみると、原裁判所は、前記事実誤認の結果、不法に公訴を受理したことになるので、この点からしても原判決を破棄しなければならない。

起訴後に反則事件だと判明した場合は

## イ 無罪とされた事例

最判昭和48年以前にも多数あるが<sup>8</sup>（弘前簡判昭和47年7月17日刑裁月報4巻7号1323頁，大阪簡判昭和46年9月7日判時647号105頁，東京地判昭和42年12月26日判タ218号277頁，福岡簡判昭和34年1月14日下級刑集1巻1号31頁，大阪高判昭和42年2月18日判タ208号210頁），同最判を意識した上での判断と思われる昭和48年以降のものだけを挙げる。

### ⑧大阪高判平成4年9月9日判タ833号270頁

本件タコグラフ記録紙には本件当時の速度が表示されていると考えることにも十分合理的根拠があるといわざるを得ず，前述のようにタコグラフの機械的精度に－10パーセント程度の誤差があることを考慮してもなお，被告人運転車両の速度は最大で約66km毎時程度としか推認できないから，これとオービスの測定結果である111km毎時との間には合理的に説明できない矛盾が存在すると考えられ，他方前述のようにオービスⅢに誤測定の余地がないとはいえないことも考慮すると，結局本件公訴事実を認定するには，疑問が残るといわざるを得ない。また右推認にかかる速度と本件道路における制限速度との差はわずかであるから，速度違反そのものの存在を認定することもまた困難と考えられる。

### ⑨福井簡判平成15年7月16日LLI/DB 判例秘書登載

本件公訴事実が，（1）電波ビームが道路に対して25°の角度で発射されたこと，（2）被告人が74km毎時の速度で走行したとする地点が，本件送受信機から37m以上離れた地点であることを前提としていることは，検察官請求の関係各証拠によって明らかである。本件では，電波ビームが被告人車両に当たったことは事実であり，その時の速度が74km毎時と記録されたことも事実であ

起訴後に反則事件だと判明した場合は

ることからすると、この両事実を整合的に説明するには、前記で検討したとおり、電波ビームが道路に対して25°より浅い角度で発射された可能性が高いと解する以外にない。そうすると、電波ビームが道路に対して25°の角度で発射されたことを前提として、被告人が74km毎時の速度で走行したとする公訴事実は疑わしく、他にこの疑いを晴らすほどの証拠もないから、被告人を有罪とすることはできない。

⑩東京高判平成元年8月29日判タ713号283頁（被告人は免許停止中の犯行であるので、反則行為に当たらない）

このような状況からすると、本件速度取締りに際し、高山、設楽両巡査が証言するとおりの操作を経て検出部が設置され、その設置角度が道路に対し27°になっていたとは認め難く、右角度は27°より小さく、速度測定結果にプラスの誤差が生じていた疑いが濃厚に存在するといわざるをえない。

その他、記録を調べてみても、被告人が原判示の日時場所において、55km毎時の速度で自車を走行させたとの事実を証明するに足る証拠は見当たらないから、結局、原判決が右事実について証明があるとしたのは事実を誤認したものといわざるをえず、この誤認は判決に影響を及ぼすことが明らかである。論旨は理由がある。

よって、刑訴法397条1項、382条により原判決を破棄し、同法400条但書により被告事件について更に判決することとする。

本件公訴事実の要旨は、「被告人は、昭和61年6月9日午後1時39分ころ、公安委員会の道路標識によりその最高速度が40km毎時と指定されている群馬県高崎市飯塚町二五二番地付近道路において、その最高速度を15km毎時超える55km毎時の速度で普通乗用自動車を運転して進行したものである。」というのであるが、既に述べたとおり、右日時場所で被告人車が55km毎時で進行していたと認めるに足る証拠は見出し難い。

起訴後に反則事件だと判明した場合は

なお、被告人は、昭和 61 年 2 月 10 日群馬県公安委員会から 30 日の運転免許の効力停止処分を受けているため、昭和 61 年法律第 63 号による改正前の道路交通法 125 条 2 項 2 号により、同条項にいう「反則者」には当たらないところ、被告人は、捜査当初から原審公判に至るまで、指定最高速度を約 5 ないし 7km 毎時超える約 45 ないし 47km 毎時の速度で走行していたことを自認しているが、これを裏付けるに足りる適確な補強証拠は存在しないから、被告人が自認する範囲内においても、その事実を認定し被告人を有罪とすることはできない。

#### ⑪東京高判昭和 49 年 3 月 8 日判時 761 号 126 頁

被告人車の速度について測定した結果が記載されたとされている速度測定カードの「1.14 秒」「94.7km」という測定結果は、その測定過程上どこに過誤があったかは明らかでないにしても、やはり合理的な疑いをさしはさむ余地のあるものというべきである。

ところで、この速度測定カード以外には、本件における被告人車の速度を的確に証明しうる資料はない。原判決が右の速度測定カードの記載内容を信用できるものとして、これに基づき被告人車の速度を毎時 94.7km と認定したのは、事実を誤認したものというほかない。これが判決に影響をおよぼすことは明らかであるから、原判決は破棄を免れない。論旨は理由がある。

よって、刑事訴訟法 397 条 382 条により原判決を破棄し、同法 400 条但書の規定に従い本件について更に判決をすることとする。

#### 二、自判

本件公訴事實は、「被告人は昭和 48 年 5 月 15 日午後 4 時 5 分ころ、公安委員会が道路標識によって最高速度を毎時 50km と定めた横浜市港南区日野町 1289 番地付近道路において右最高速度を超える毎時 94.7km の速度で普通乗用自動車（品川 5 め 3853 号）を運転したものである。」というのであるが、先に説

起訴後に反則事件だと判明した場合は

明したとおり、その証明が十分でないから刑事訴訟法 404 条、336 条に則り、被告人に対し無罪の言渡をする。

## 6 検討

以上のとおり同様の事案について、(3)の類型について、公訴棄却とした事案と無罪とした事案に別れており、特に、投射角度の誤設定について公訴棄却とした⑤⑦と無罪とした⑨⑩は、同様の認定が可能であるのに結論が異なっている。

公訴棄却とした①から⑦は、被告人車両の速度を認定するかその速度が反則・非反則の基準速度をわずかに下回る可能性がある旨認定しているのに対して、無罪を言い渡した⑧から⑪は、(⑨を除いて)速度認定が困難としているところを見ると、公訴棄却と無罪との分水嶺は、被告人車両の速度を認定できるかどうかにかかっているようにも思われる。

確かに、通告処分をする場合には、超過速度を認定し、罰金相当額を決める必要があるので被告人車両の速度を認定できなければ、反則手続きをとることができず、「反則行為に該当するものと判明した」とは言えないように思われる。そして、上記最判昭和 48 年も被告人車両が 20km 毎時の速度超過をしたとの原判決を前提にしているので、被告人車両の速度を認定できることが、公訴棄却の前提のようにも思われる。

しかし、反則行為で通告手続き等を経ていないことは訴訟条件であり、訴訟条件の存否が明らかでなければ、疑わしきは被告人に有利に考えて、訴訟条件がない(反則行為)として取り扱うべきである。このように考えなければ、反則行為であると認定できない場合、非反則行為であることの実証がないのに、非反則行為であると認定したことになるからである。

したがって、公訴事実の超過速度が認定できず、非反則行為ではない合理的

起訴後に反則事件だと判明した場合とは

な疑いがある場合には、公訴棄却すべきである。

冒頭の再審事件も投射角度を誤設定した場合であり、正確な速度を認定しがたいものの、速度超過自体を認定可能なのは、⑤⑦と同じであるから、無罪ではなく、公訴棄却すべきであったと思われる。

なお、裁判所は、前記のとおり検察官が、公訴事実を立証する証拠がないだけでなく、被告人車の速度を立証する証拠がないと主張していることを無罪判決すべき理由としてあげていたが、非反則行為ではない合理的な疑いがあれば足ると考えられ、投射角度を誤設定した場合には、プラス誤差が生じるだけであるから、指定速度を 37km 毎時超過と測定された本件では、30km 毎時を超えていたか否かについては、合理的な疑いがあっても反則行為の範囲内の速度超過があったと認定することは容易であると考えられる。

#### 注

- (1) 平成 20 年最高裁判例解説刑事編 146 頁、無罪判決可能とする立場で小田中聡樹が同事件の裁判所に提出した意見書・法律時報 80 卷 3 号 72 頁